

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

利用者の資格に関する規則を改正する必要があるため。

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

立川市図書館条例施行規則（平成25年立川市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(個人登録の手続)</p> <p>第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（以下「<u>市内登録者</u>」<u>という。</u>）</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(複製できない資料の範囲)</p> <p>第15条 条例第4条第2項に規定する委員会が指定するものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第20条 ……略……</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、個人登録者のうち第4条第1項第2号又は市外に居住する者のうち、同項第3号の定めにより当該個人登録を受けた者（以下「<u>市外登録者</u>」<u>という。</u>）は、予約及びリクエストを申し込むことができず、館長が特に必要と認めるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>3 ……略……</p>	<p>(個人登録の手続)</p> <p>第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者</p> <p>(2) 及び(3) ……略……</p> <p>2～4 ……略……</p> <p>(複製できない資料の範囲)</p> <p>第15条 条例第4条第2項に規定する<u>教査委員会</u>が指定するものは、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第20条 ……略……</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、個人登録者のうち第4条第1項第2号に掲げる者であることにより当該個人登録を受けた者（以下「<u>相互市外居住登録者</u>」<u>という。</u>）は、予約及びリクエストを申し込むことができない。</p> <p>3 ……略……</p>

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度		貸付期間
		市内登録者	市外登録者	
個人	図書及び雑誌	10冊	5冊	14日
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点	1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点	貸付を受けられない。	14日
	電子書籍	3点	貸付を受けられない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊		3月
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点		14日
…略…				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第20条第2項の規定並びに別表の規定は、令和5年3月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	図書館資料の種類	貸付限度	貸付期間
個人	図書及び雑誌	10冊。ただし、相互市外居住登録者は、5冊	14日
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点。ただし、相互市外居住登録者は、1点	14日
	デジタル多目的ディスク	1点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付を受けられない。	14日
	電子書籍	3点。ただし、相互市外居住登録者は、貸付を受けられない。	14日
団体	図書及び雑誌	300冊	3月
	コンパクトディスク又はカセットテープ	3点	14日
…略…			

立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について(概要)

本市図書館は、多文化共生の観点や外国語図書を多く保有することなどから、外国籍の方については、居住地を問わず一律でサービスを提供している。そのため、利用できるサービスの内容について、市外に居住する外国籍の方と「相互市外居住登録者」(相互利用協定を結んでいる市の市民)との間に乖離が生じている。

以上のことから、従来の「相互市外居住登録者」と市外に居住する外国籍の方を「市外登録者」として規定し、サービスの内容の不均衡を是正し、明文化することとした。

主な改正項目

利用者の資格に関する規則の改正

改正内容

利用者の資格に関する規則を以下のとおり改正する。

項目	改正後	改正前
利用者の資格	市外に居住する者のうち、第4条第1項第3号の定めにより個人登録を受けた者について、図書館資料の貸付けを受けることができる種類、限度及び期間を明記した。	—

※ 第4条 個人登録を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (2) 相互利用協定を結んだ市に居住する者
- (3) その他図書館長(以下「館長」という。)が特に必要と認める者

利用できるサービス内容

市外に居住する者のうち、第4条第1項第3号の要件で個人登録を受けた者(主に外国籍)に対して、3月1日より提供するサービスを下記のとおり変更する。

利用者区分		改正前	改正後 (市外登録者)
利用できるサービス	貸付限度	図書及び雑誌 10 冊 CD 又はカセットテープ 3 点 DVD 1 点 電子書籍 3 点	図書及び雑誌 5 冊 CD 又はカセットテープ 1 点
		リクエスト、蔵書予約 可	リクエスト、蔵書予約 不可